

令和4年2月定例会 意見書・決議案一覧

意見書案番 号	件名	
第1号	地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書	三合派
第2号	介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書	三合派
第3号	非核三原則を遵守し「核共有」検討を行わないことを求める意見書	共産
第4号	ケア労働者の大幅増員・大幅賃上げを求める意見書	共産
第5号	北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書	共産
第6号	消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める意見書	共産

決議案番 号	件名	
第1号	ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議	共産
第2号	子どもの医療費助成制度の早急なる拡充を求める決議	共産
第3号	府立高校へのタブレット導入について全額公費負担を求める決議	共産
第4号	京都府内全ての自治体における安心・安全・全員制の中学校完全給食実施への支援を求める決議	共産
第5号	30人以下の少人数学級の全面実施を求める決議	共産
第6号	コロナ禍での府独自の中小企業支援施策を求める決議	共産

非核三原則を遵守し「核共有」検討を行わないことを求める意見書

日本国民は、世界で唯一の戦争被爆国として、世界に非核の発信をしてきた。その声と運動は、国連において被爆者をはじめ日本国民の念願であった核兵器禁止条約発効につながっている。その中で、ウクライナを侵略したロシアが核兵器による威嚇を行っていることは歴史に逆行し、絶対に許されない行為である。

ところが、この侵略行為を利用して、日本でも米国との「核共有」の議論をすべきだという主張や提言が、安倍晋三元首相ら自民党の政治家や日本維新の会から出ている。

日本維新の会は米国の核兵器を日本に配備して共同運用する「核共有」の「議論を開始する」ことなどを求める「緊急提言」を外務省に提出した。これは、歴代政権が国是としてきた「非核三原則」を蹂躪し、核兵器禁止条約に象徴される「核のない世界」を目指す国際的な流れに逆行するものである。米国との「核共有」という議論は、核使用も辞さない姿勢を示すプーチン・ロシア大統領と同じ立場に立つものである。広島・長崎の被爆者でつくる日本被団協が「日本国民を核戦争に導き、命を奪い国土を廃墟と化す危険な『提言』」だと撤回を求めたのは当然である。

「核共有」は、米軍基地あるいは自衛隊基地に米軍の核爆弾を貯蔵・管理する施設が造られ、自衛隊は核攻撃能力のある戦闘機を保有することになり、「非核三原則」が禁じた「核持ち込み」という次元を超え、自衛隊が核攻撃に参加するという問題になるものである。

ついでに国におかれては非核三原則を遵守し「核共有」検討を行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之	殿
参議院議長	山 東 昭 子	殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄	殿
総務大臣	金 子 恭 之	殿
財務大臣	鈴 木 俊 一	殿
経済産業大臣	萩生田 光 一	殿
防衛大臣	岸 信 夫	殿
内閣官房長官	松 野 博 一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

## ケア労働者の大幅増員・大幅賃上げを求める意見書

コロナ禍が3年目を迎える中、生活の基礎を支える、医療・介護・保育・学童保育・障害福祉などの体制の脆弱さが改めて浮き彫りとなっている。そうした中、社会生活を維持するために、常態化する人手不足の中で、自らの感染の危険を感じながらも、日夜ご尽力いただいているケア労働者の、体制の大幅な増員と、そのための賃金の大幅引き上げは待ったなしである。

国は今年2月から、介護・保育で月9,000円、看護で月4,000円を賃上げするための補助制度を実施した。しかし、賃金構造基本統計調査では、全産業平均と比べて、介護職員や保育士、障害福祉職員では月7~10万円低く、同程度とされている看護師も、夜勤手当などを除けば産業平均を下回るのが実態であり、今回の引き上げはあまりにも不十分である。

さらに、看護職員は対象が「救急搬送年200件以上の医療機関」などに限られ、介護士・保育士でも、国の最低基準の職員しか対象にならないため、全体の引き上げを求める現場の実態とかけ離れ、大きな負担と混乱を招く事態となっている。また、今回の賃上げ補助は一時的なもので、10月以降は診療報酬・介護報酬で対応することとされており、患者・利用者負担に直結することや、各施設がまず賃金を引き上げたうえで、補助金の申請を行う制度設計となっていることも、生活できる賃上げを求める労働者や、コロナ禍で困難を抱える施設の実態と大きくかけ離れている。

については、国におかれては、ケア労働者の大幅増員・大幅賃上げのために、以下の項目について実施されるよう強く要望する。

1. 現在取り組まれている、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の賃金の引き上げについては、手続きの簡素化、対象職種を拡充、月額4万円以上の抜本的な引き上げなど、全てのケア労働者が、社会的役割にふさわしい賃金を受け取ることができるよう至急制度の改善を行うこと。
2. 全てのケア労働者が、社会的役割にふさわしく、働き続けることができる賃金水準となるよう、国の責任で、財源確保も含め診療報酬や介護報酬によらない必要な制度を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	金	子	恭	之	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	後	藤	茂	之	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書

独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」は、北陸新幹線敦賀～大阪間の延伸について、多くの住民の反対や心配の声をよそに事業を強行、ルートや駅位置など主要なことを明確にしないまま、環境アセスメントを強行・実施している。

約8割がトンネル区間で、残土量は少なくとも880万立米に及ぶにも関わらず、残土処分場も搬出ルートも明らかにされていない。地下水枯渇によって地下水を利活用している伝統産業や食品製造などへの影響が見込まれ、京都のまちと文化が壊されることになる。

大深度地下工事によって東京環状道路ルート上にある調布市住宅地の陥没事故が発生し、東京地裁が工事中止を命令した。京都市域での大深度地下工事が想定されているが、危険性の懸念が広がっている。

また、国は敦賀～大阪間延伸にかかる概算建設費について2016年度4月単価で2兆1千億円としているが、長大トンネル、大深度地下工事等が想定されており、路線延長も長いことから、大幅増額が必至である。事業費総額や地方負担額、駅舎所在市の負担額が全く明らかにされていないもとの事業を強行しようとしている。

JR西日本は、今般のダイヤ改正においても「生活路線」の大幅減便や特急料金の全席指定を強行し、住民の利便がますます悪化している。「利用が減れば減便」との方針であることから、北陸新幹線延伸による在来線のさらなる減便などが懸念されている。

については、国におかれては、北陸新幹線延伸計画の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
経済産業大臣	萩生田光一殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫殿
内閣官房長官	松野博一殿

京都府議会議員 菅谷寛志

## 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める意見書

消費税率10%への引き上げから2年以上が経過し、景気が大幅に後退している。さらに長引くコロナ禍にロシアのウクライナ侵略が原油・原材料価格高騰を加速させ、中小業者の営業や地域経済、暮らしが深刻な事態に直面している。

府内各地で、食料支援などに多くの人々が詰めかけ、「日用品や食料品が値上げされ、家計が大変」「この冬が越せない。税金や保険料、医療・介護の負担が重すぎる」などの切実な声が寄せられている。

苦境にある国民の暮らしを支え、日本経済を立て直す対策がいよいよ急務であり、そのためにも消費税の減税は不可欠となっている。世界ではすでに76の国や地域で消費税、付加価値税を減税し中小業者の経営と暮らしを支援している。

そうした下で、昨年10月から消費税インボイス制度の登録が始まり、新たに、免税事業者500万人以上、フリーランスなど1000万人以上に納税義務が広がることになった。これまで免税業者だった事業者からは、「課税業者になるか、取引をあきらめるかを迫られることになる」「一人親方もフリーランスも例外でない。領収書の保存や記帳、税額計算など、手間のかかる事務負担も大変」など切実な声が上がっている。

大手企業は下請や業務委託先に課税業者になるよう圧力をかけ始めており、中小零細事業者などの事業存続に関わる問題となっている。

こうした事態の下で、すでに日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、さまざまな団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

ついては、国におかれては、国民の暮らしと中小事業者などの危機打開のため、消費税を緊急に減税すること、インボイス制度の実施を中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿	
参議院議長	山	東	昭	子	殿	
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿	
総務大臣	金	子	恭	之	殿	
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿	
経済産業大臣	萩	生	田	光	一	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿	

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

決議案第1号

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

去る2月24日からの力による一方的なロシア軍のウクライナ侵攻は、武力による現状変更を認めないという国際社会の秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、多くの人々の命を脅かす、人道上許されざる行為である。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国際連合憲章の重大な違反である。

本府議会は、ロシアによる侵攻を非難し、全ての犠牲となられた方々に哀悼の意を表す。

国際連合を中心に我が国はもとより世界の全ての国々が英知を結集し、一刻も早いロシア軍の無条件完全撤退と人道支援等によるウクライナの平和の回復、世界の恒久平和実現のため、国際法に基づく対応がなされるよう総力をあげて取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月 日

京 都 府 議 会

子どもの医療費助成制度の早急なる拡充を求める決議

全国及び府内自治体各地で、子どもの医療費助成制度が充実する中で、京都市の遅れが際立っている。京都市は府内で唯一府制度どおりの制度となっており、通院は3歳を超えると月200円の負担から1,500円に跳ね上がり、さらに、複数医療機関受診の場合は償還払いという仕組みとなっている。「子ども医療京都ネット」が京都市に暮らす子育て世帯へ行ったアンケート調査では、2019年9月に3,000円から1,500円に通院負担が引き下げられたものの、負担が重く「受診をためらった」世帯が3割を超え、12%が実際に受診を控えて症状悪化の経験があることが明らかになった。

コロナ禍も相まって、子育て世帯の暮らしの困難が広がり、子どもの貧困がますます深刻化している。経済的理由で、子どもたちが必要な医療を受けられないようなことはあってはならない。

府内どこに住んでいても安心して子育てできる環境を整えることは本府の責任である。

よって、京都府におかれては、市町村、関係機関との協議を進め、早急に子どもの医療費助成制度について通院も中学校卒業まで無料化するよう拡充することを求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月 日

京 都 府 議 会

府立高校へのタブレット導入について全額公費負担を求める決議

政府の「GIGAスクール構想」にもとづく京都府立高校での「1人1台端末」の本格導入がいよいよ4月に迫っている。京都府教育委員会は、タブレット端末を原則私費負担により実施しようとしている。

タブレット端末は、ケースやタッチペンといった備品等を含めて約7万円と非常に高額であり、さらに教育用有償アプリ等を授業で導入することとなればさらなる費用負担の可能性もある。

現在、低所得世帯に対する端末の貸与のほか、府民の声におされて所得に応じ1万円～2万円の支援制度などが予定されている。しかし、7人に1人が貧困状態にあるという深刻な子どもの貧困が広がるもと、さらにコロナ禍にともない多くの家庭の世帯収入が減少しているなか、新たな負担を課していくことは許されるものではない。すでに全国では24府県が原則公費負担での導入を決定している。

よって、京都府知事及び京都府教育委員会が「原則私費負担」の方針をただちに撤回し、全額公費負担に切り替えることを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月 日

京 都 府 議 会

京都府内全ての自治体における安心・安全・全員制の中学校完全  
給食実施への支援を求める決議

2018年度文部科学省の調査では、全国の公立中学校での完全給食実施率は86.6%であり、中学校での完全給食に踏み出す地方自治体はさらに増えている。

しかし、京都府の実施率は学校数では75.5%、給食を食べている生徒数の喫食率は37.7%と全国ワースト2位と低い水準である。

2005年に食育基本法が制定され、学校給食が生徒にとって単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であることが明確になった。それを踏まえ、学校給食法も改正され、学校現場では、「学校給食実施基準」にもとづき、適切な栄養量が摂取できるように食事内容の充実が図られている。

保護者の経済的負担の軽減、地産・地消、食育、栄養バランスなどの点において学校給食の意義は大きい。本府において、中学校における完全給食が未だ実施されていない自治体がある。実施の方針を示している自治体も、まだ方針が出されていない自治体もあるが、中学校の給食実施は、多くの生徒、保護者の切実な願いである。

よって、京都府内全ての自治体で、安心・安全・全員制の中学校での完全給食が早急に実施できるよう、府の支援を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月 日

京 都 府 議 会

30 人以下の少人数学級の全面実施を求める決議

各地で学級閉鎖が相次ぎ、子どもたちの学びの保障が大きな問題となっている中、少人数学級の実施が急がれている。

子どもにとって、学習と生活は一体のものであり、共に生活する仲間と苦勞しながら、みんなで知恵を出し合い協力して「わかった」「できた」という充実感を味わうことは少人数学級でこそ可能である。

しかもコロナ禍を経験し、短期間ではあるが分散登校を経験した子どもたちや教員、保護者から、少人数学級が密を防ぎ、感染症にも災害にも強いこと、またいじめや不登校が減少し、教員が一人一人にきめ細かな指導ができることなど、これまで以上に少人数学級の実現の要望が高まっている。

だからこそ、今少人数学級を実施する自治体が急増し、すでに 24 県になっている。

「京都式少人数教育」は市町村が選べるとして、府教育委員会が限られた教員配置の責任を市町村に負わせるものになっており、中学校では 4 割近い生徒が 36 人以上の学級で学んでいる。

今必要なことは、府教育委員会の責任で教員を増やし、府内全ての学校で 30 人以下の少人数学級を実施することである。

よって、京都府知事及び京都府教育委員会におかれては、独自に教員を増やし早急に 30 人以下学級を実施するよう求める。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 日

京 都 府 議 会

コロナ禍での府独自の中小企業支援施策を求める決議

共産

新型コロナウイルス感染症拡大は長期化し、京都の中小企業の営業と暮らしは困難に直面している。

飲食店等へは協力金等の支援があるが、自粛ムードにより「お客さんが減少して経営が苦しい」と言う声に加え、休業も増えてきている。また、他の業種でも「原材料が高騰しているが商品の値上げができない」「催事にお客さんが来ない」「開店休業状態だ」との悲鳴も上がっている。この状況が続けば、廃業も増えて、地域社会そのものの存続が心配されている。

これまで、売上が減少した事業所への国の支援制度としては、事業所への固定費や家賃などの支援として持続化給付金や家賃支援給付金などが実施されていたが、現在は、持続化給付金の半分の支援額の事業復活支援金を実施されているだけである。

本府の支援策では、「新製品・サービス開発」や「販路開拓や業務効率化の取組」など国制度に合わせた支援が中心であり府独自の制度が実施されていない。

こういう状況の中で、地域や業種を問わず、売上高が減少している全ての事業所に対し、営業が継続できるように固定費補助や最低賃金引上げを支援する従業員の手当料負担軽減など、直接に本府独自の支援制度を実施すべきである。

また、中小企業の支援と一体になった労働者の最低賃金の引き上げも必要である。

よって、京都府がコロナ禍での府独自の中小企業支援施策の実施と最低賃金引上げへの支援策を実施することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月 日

京 都 府 議 会

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

三原

少子高齢化やそれに伴う人口減少の進行により、地域社会の様々な現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、地域創生は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築していかなければならない。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求める。

1 全ての子どもたちの学びの継続のために

全ての地域において、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこにおいても安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した所要の措置を講じること。

2 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスでき、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療等を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」に繋がることのできる取組を強化すること。

3 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。

4 地域における持続可能な介護と看護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価し、当該支援機器に係る人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を  
求める意見書

近年の少子高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、各現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況である。さらに、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割はますます重要なものとなってきており、その処遇の改善が求められているところである。

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%（月額9,000円）程度引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定が行われ、所要の措置が講じられることになっている。

そこで地域の介護サービスを持続可能なものとするために、介護職員の処遇改善に当たっては、今回の臨時の報酬改定及び原則3年ごとに行う公的価格の改定において、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、以下の事項について、政府に対し特段の配慮を求める。

- 1 令和4年10月以降に実施される臨時の報酬改定において新設される「新たな加算」については、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の二つの加算の一本化を検討するなど、事務手続きの一層の簡素化に努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金のより弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースとして事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、職員の賃金改善を担保しながら介護報酬申請の手続きを簡素化し、人材確保について事業者の裁量権を拡大するための制度のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	後 藤 茂 之 殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

5 地域住民の安全で安心な移動のために

政府においては、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成 29 年度より全国 18 箇所で開催している。こうした技術やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	金 子 恭 之 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣	末 松 信 介 殿
厚生労働大臣	後 藤 茂 之 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
デジタル大臣	牧 島 かれん 殿
地方創生担当大臣	野 田 聖 子 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	
	山 際 大志郎 殿
デジタル田園都市国家構想担当大臣	
	若 宮 健 嗣 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志